福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月24日

大磯町手数料条例の一部改正について

								_		資		米	斗															
改正概要·	• •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
改正内容·		•	•	•	 •		•	•	•	•	•	•	•	 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 ~	- 2
参考資料•					 •	•	•	•		•		•		 	•	•	•	•	•	•		•		•		•	3	

町 民 課

大磯町手数料条例の一部改正について

1 改正概要

令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の施行により、法務大臣が管理する戸籍情報連携システムを利用して、戸籍証明書等の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の事務を開始することに伴い、これらの証明書交付等に係る手数料の額を定めるため、大磯町手数料条例について規定を改正します。

2 改正内容

別表第1について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に関する政令の一部改正に準じて、次のとおり改正します。

(1) 戸籍証明書等の広域交付

本籍地以外での戸籍証明書及び除籍証明書の交付(広域交付)が可能となります。 戸籍証明書等の広域交付に伴い、「磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた 戸籍に記録されている事項を証明した書面」を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改め、 広域交付に係る戸籍証明書等の交付手数料の額は、戸籍証明書は1戸籍につき 450 円、 除籍証明書は1戸籍につき 750 円とします。

(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行

行政機関への手続きの際に添付する戸籍証明書等に代わる戸籍電子証明書及び除籍電子証明書(電子的な戸籍記録事項の証明情報)の提供を可能とするための識別符号の発行が始まります。

電子証明書提供用識別符号の発行手数料の額は、戸籍電子証明書提供用識別符号は1件につき 400 円、除籍電子証明書提供用識別符号は1件につき 700 円とします。

ただし、次の場合は、発行手数料を徴収しないものとなります。

- ア 当該符号の請求及び発行を、マイナポータル(デジタル庁が運営するオンラインサービス)により行う場合
- イ 当該符号の発行の請求と同時に、同一事項が記載された戸籍証明書等の請求を行う 場合

(3) 届書等情報内容証明書の交付等

戸籍の届書等の書類を電子化し、画像情報として作成した届書等情報の内容に係る証明書の交付及び出力したものの閲覧が可能となります。

届書等情報の証明書の交付及び出力したものの閲覧に係る手数料の額は、届出等の受理証明書等の交付は1通につき350円、届書等の閲覧は1件につき350円とします。

【別表第1の改正部分の概要】

	手数料を徴収する事務名	現行金額	改正後金額
※ (1) 関係	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付 (本籍地以外での戸籍証明書等の交付(広域交付)事務の追加)	450 円	450 円 <u>(同額)</u>
「「追加」	除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付 (本籍地以外での除籍証明書等の交付(広域交付) 事務の追加)	750 円	750 円 <u>(同額)</u>
※ (2) 関係	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍証明書等と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	【新設】	400 円
【新設】	除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍証明書等と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	【新設】	<u>700 円</u>
※ (3) 関係	届出若しくは申請の受理の証明書交付等 <u>(電子化され</u> た届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加)	350 円	350 円 <u>(同額)</u>
係【追加】	届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する 事務 <u>(電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加)</u>	350 円	350 円 <u>(同額)</u>

(4) 施行日

令和6年3月1日から施行します。

*戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)は、令和元年5月24日に成立しました。

第1

各種の社会保障手続で、マイナンバー制度を利用して 戸籍謄抄本の提出を省略することができます

各種の社会保障手続の際に記載していただいているマイナンバーを利用することにより、窓口機関において、親子関係や婚姻関係等を確認することが可能となるため、従来これらの手続で提出が必要だった**戸籍謄抄本の添付が省略**できます(※)。

(具体的な手続の例)

- ・ 児童扶養手当の支給事務における続柄・死亡の事実・婚姻歴の確認
- ・ 国民年金の第3号被保険者(被保険者に扶養されている主婦など)の資格 取得事務における婚姻歴の確認
- ・ 奨学金の返還免除事務における死亡の事実の確認
- ・ 健康保険の被扶養者の認定事務における続柄の確認

など

※ ケースによっては、引き続き戸籍謄抄本の添付が必要な場合もあります。

第2- 戸籍の届出や戸籍謄抄本の取得も便利になります



1 戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出不要化

婚姻届や養子縁組届など**様々な戸籍の届出の際に、戸籍謄抄本の提出が不** 要となります。



→ 提出していただいた戸籍の届書(婚姻届など)を電子化し、戸籍事務が効率化されることにより、速やかに新しい戸籍謄抄本が発行できるようになります。

2 本籍地以外の市区町村での戸籍謄本の発行

本籍地が遠隔にある方でも、お住まいの市区町村や勤務先の最寄りの市区町村の役場の窓口において、<u>戸籍謄本を取得</u>することができるようになります(新戸籍法第120条の2)。

ご自分の戸籍のほか、配偶者、父母、祖父母、子の戸籍の謄本も取得が可能です。

さらに

-⊚

インライン上で行政手続をする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに、「<u>戸籍電子証明書」</u>を発行可能とします(新戸籍法第120条の3)。

今後、どのような手続において活用するかは関係府省において検討中です。

※令和6年3月1日開始決定

※ 新たな制度の運用は、令和5年度中の開始を予定しています。法務省民事局